

## 第1節 多摩川にみる自然保護運動の30年

柴田隆行

### 1-1 はじめに

多摩川の自然保護運動は、日本で最初の住民運動型自然保護運動の一つとして注目されている。本節では、この運動の軌跡を30年にわたって総括するが、1990年代後半についての詳細は次節に譲り、ここでは建設省による多摩川河川環境管理計画策定とその後の建設省と自然保護団体との関わりを中心に叙述することにする。

日本における自然保護運動の歴史は戦前に遡る。最も古くは1917年（大正6）に結成された日本昆虫学会自然保護委員会だと言われている。次いで1934年（昭和9）結成の日本野鳥の会があり、戦後は、1947年（昭和22）日本鳥類保護連盟、1951年（昭和26）日本自然保護協会、1962年（昭和37）八王子自然友の会などが結成されている。多摩川に関して言えば、1963年（昭和38）9月13日結成の多摩川の自然をとりもどす会が最も古く、次いで1970年（昭和45）2月8日に多摩川の自然を守る会が結成された。この後、多摩川ぞい道路建設に反対する会（1970年）、多摩川ぞい自動車道路反対都民協議会（1971年）、秋川の自然と文化を護る会（同）、多摩川住宅くさぶえ会（同）、府中の自然を守る会（1972年）、三多摩問題調査研究会（同）、川崎・多摩川の自然を守る会（同）、奥多摩の自然と民家を守る会（同）、日野の自然を守る会（同）、多摩川上流の自然を守る会（同）、などが相次いで結成され、1974年（昭和49）12月14日にはこれら多摩川流域の自然保護団体が集まって多摩川水系自然保護団体協議会を結成した。

とくに多摩川の自然を守る会は、結成半年後に、狛江・調布地区で起きた多摩川ぞい道路建設反対の住民運動と一部合流することで、日本で最初の住民運動型自然保護団体の一つとして注目された。というのは、それまでの日本の自然保護運動は、主として学者の集まりであるか野鳥や昆虫など自然愛好家の集まりであったが、多摩川の自然を守る会はごくふつうの市民・住民の集まりだったからである。

### 1-2 多摩川における自然保護運動30年の歴史

#### 1-2-1 多摩川における自然保護運動の始まり

多摩川における自然保護運動の始まりは、前述のように、1963年（昭和38）に結成された多摩川の自然をとりもどす会による。現在も活動するこの会の中心は、平和運動家として著名な二子玉川在住の飯島春子である。この会は、女性を中心とした生活改善運動の一

環として多摩川の水質汚染対策に取り組み、とりわけ合成洗剤に代わる独自開発の粉石鹼を使用・普及することで多摩川の水質を改善しようと努めた。

それから6年後の1969年（昭和44）11月、福生市地先の多摩川河川敷に運動場を造成する計画が明らかとなり、日本野鳥の会、日本自然保護協会、東京教育大学などの有志が集まり反対運動を行った。当地は秋川との合流点であるために河川区域が広く、野鳥が多く棲息する地域だった。これがきっかけとなり、翌70年2月8日に多摩川の自然を守る会が結成された。東京に残された都民に身近な多摩川の自然を人為的破壊から守り、都民と地域住民の憩いの場として「多摩川自然公園」をつくることが会の目的であった。会長には日本野鳥の会事務局に勤める市田則孝が就任した。

同年3月に福生市の多摩川河原で最初の自然観察会を開くほか、4月に自然調査を行った。また、「河川敷の利用は自然の保護を中心に」という要望書を建設省や東京都、流域自治体に提出。折りから、公害防止、自然保護を求める国民の声が高まり、5月に行った「自然を返せ」の日比谷デモには、日本野鳥の会創立者の中西悟堂や美濃部亮吉東京都知事ら約130名が参加した。多摩川の自然を守る会では、6月に立川市の多摩川河原で自然観察会を開催、7月には多摩川の自然保護を求める陳情書を再度東京都に提出するなどの活動を続けた。

#### 1 - 2 - 2 住民運動としての自然保護運動

これとは別に、狛江市の多摩川ぞいに住む主婦の横山理子は、1970年（昭和45）夏のある日、自宅の前の堤防で突然草刈り機の音がするのを聞き、驚いて外に飛び出し、そこで初めて東京都建設局が多摩川左岸ぞいに自動車道路を建設する計画を持っていることを知った。道路公害を心配した横山理子はさっそく近隣の住民に呼びかけ、対策を話し合った。9月8日、近隣住民が横山宅に集まり、道路建設に反対する会結成の必要性を確認し、9月20日に多摩川ぞい道路建設に反対する会を結成した。東京都知事や狛江町議会に陳情書や請願書を提出するとともに「多摩川を救え」住民大会を開催、チラシ8,000枚を市内に配布するなど活発な運動を展開した。

横山たち狛江住民の一部は、さらにくわしく多摩川のことを知ろうとして、多摩川の自然を守る会に入会した。その結果、前述のように、多摩川の自然を守る会は住民運動としての特色を持った自然保護運動を展開することとなった。会では、堤防上草刈り中止を求めて10月に建設省関東地方建設局京浜工事事務所に要望書を提出、また12月には、歩行者に危険な調布・狛江地区多摩川堤防上サイクリングコース建設反対の運動を開始、この建設計画は翌年2月に東京都の年度計画から除外されることとなった。

1971年（昭和46）3月8日、多摩川ぞい自動車道路反対都民協議会結成。堤防道路反対

の請願が狛江市議会で採択された。左岸道路問題は、住民の反対運動が高まって、羽田から立川までという東京都の計画は中止となったが、小田急線によって町が二分されている狛江市内の交通渋滞解消のためとして、問題は解決していなかった。この問題は、1972年（昭和47）12月6日の沿川住民による車両通行阻止の座り込みにまで発展した。狛江市長との度重なる対話集会や市議会への請願書の提出、河川管理者である建設省関東地方建設局京浜工事事務所への要望などが行われ、1973年2月には多摩川ぞい五本松地域天端小段の自動車通過道路反対の署名が17,000名分集められた。多摩川ぞい道路建設問題は、同年5月に三省堂書店から出版された横山理子編著『多摩川の自然を守る 主婦の住民運動』によって全国に知られるようになった。しかし、問題の解決は依然つかず、ようやく1978年（昭和53）から79年にかけて建設省関東地方建設局京浜工事事務所長の仲介という形をとって精力的に話し合いが持たれ、79年2月20日、建設省と狛江市ならびに道路利用賛成反対両派住民が同席するなかでその暫定措置がはかられることとなった。その要旨は、小田急線の高架化が完了するまでのあいだ暫定的に時間制限を設けて堤防道路の利用を認める、というものだった。

### 1 - 2 - 3 身近な自然の見直し

狛江と調布の住民たちは、堤防道路に反対するだけではなく、これまで日常何気なく親しんできた多摩川を再認識しようとした。すなわち、ただたんに多摩川の自然を守れと主張するだけではなく、自分たちが守れと主張するその多摩川の自然とは具体的にどのようなものなのかをしっかりと確認する必要があると考えたのである。こうして、1970年（昭和45）11月25日に多摩川の自然を守る会がリーダーとなって親と子のための自然観察会を開催、約150名の参加を得た。また、11月29日には自然保護のための講演会を開き、講師に宮脇昭横浜国立大学教授と文化庁の品田穰を招いて学習活動を行った。また、欧米に見られる提案型の自然保護運動の展開を目指し、同年6月、自然保護を基本にした多摩川利用計画を作り、東京都知事に提出した。これは、7月25日付『多摩川ぞい道路建設に反対する会ニュース』第2号に掲載された「みんなのオアシス 多摩川自然公園プラン」にまとめられた。

1972年（昭和47）4月、狛江にて月例自然観察会を開催、以後毎月1回続けて現在までに315回を越えた。あわせて、多摩川の自然のニュース『緑と清流』を創刊した。5月12日、日本自然保護協会主催の狛江アース・デーに参加、同時に多摩川の自然保護を考える対都集会や講演会が行われた。6月1日、16,000名の署名とともに多摩川の自然保護に関する請願を東京都議会に提出、これは8月22日に趣旨採択された。その要旨は、河川敷内の造成工事を中止する、多摩川の自然を利用した教育を推進する、レクリエーションの

ための自然公園にする、多摩川の自然保護行政の窓口をひとつにする、条例による多摩川の自然保護を住民参加を得て推進する、というものだった。かくて、「東京における自然の保護と回復に関する条例」が制定された（73年4月1日施行）。すでに1970年（昭和45）施行の東京都公害防止条例に基づく公害監視委員会に市民が参加していたが、この自然保護条例に基づき新たに住民参加による自然環境保全審議会や緑の監視員などが設けられ、多くの都民が行政に参加して意見を述べることとなった。このことはまた、市民・住民が自分たち自身の生活を振り返る機縁ともなり、堤外地だけではなく、町づくりの一環として川を考える活動が始まった。

#### 1 - 2 - 4 多摩川水系自然保護団体協議会の結成

多摩川では流域各地で新しい自然保護団体が結成された。1972年（昭和47）11月、都内の自然保護団体が集まり、第1回自然保護団体のつどいが新宿消費者センターで開かれた。そこではおもに奥多摩の天祖山における石灰岩採掘や東京都自然環境保全審議会の活動について話し合われた。翌年2月に第2回、3月に第3回の集いが開かれ、さらに6月東京の自然を考える集い、10月東京自然保護団体協議会集会とつづき、74年5月25日には多摩川をめぐる自然保護住民運動団体のつどい準備会が開催された。6月15日多摩川をめぐる自然保護のつどい、6月23日多摩川水系をめぐる市民集会（三多摩問題調査研究会主催）などによって連合を求める機運がさらに高まり、同年12月14日、ようやく多摩川水系自然保護団体協議会が結成されることとなった。

結成集会アピールにはつぎのように書かれている。

私たち多摩川をめぐる自然保護団体は、これまでたがいに連絡をとり合いながら、数回にわたる集会をもち、各団体の活動の紹介や問題提起を行うなどの交流を重ねてきました。そして去る6月15日、立川で行われた「多摩川をめぐる自然保護住民運動団体のつどい」では、自主的な組織、協議会をつくろうという要望が強く出されるにいたりました。

同じ多摩川をめぐる自然保護団体といっても、運動の目的や方法は違ってきます。しかし一様に叫ばれているのは著しい自然破壊の現状をどう食い止めるかということです。

私たちは今後さらに活発に交流を続け、経験や知識、情報を交換し、手を取り合って広い視野に立った自然保護運動を推進するために、今日ここに多摩川水系自然保護団体協議会を結成するものです。

結成集会に当り、私たちは次のことを訴えます。

一、八王子周辺の自然を破壊する大学校舎、ゴルフ場建設反対

一、八王子、五日市、青梅等で大規模に行なわれている丘陵爆破採石事業を2～3年計

画で段階的に縮小させ、数年後には完全に中止せよ

一、五日市町の町有地採石場化反対

一、天祖山の破壊を即時中止せよ 森林法違反、第2次申請を許すな

一、秋川、日原川のダム建設計画反対

一、尾根幹線（環状9号線）を阻止して多摩の美しい丘陵を守れ

一、日野駅西側の雑木林とカタクリの保存を実現せよ

一、日野緑地の買収を実現せよ

一、多摩の段丘崖を守れ

一、立川段丘崖ならびに周辺の樹木等の保全保護を

一、矢川湧水地および根川水系の保全保護を

一、生産緑地の確保、中小河川の重金属汚染対策を

一、多摩地区の中小河川の自然保護対策を

一、流域下水道について、市民に情報を公開せよ

一、多摩川水系の開発状況を公開せよ

一、地下水の涵養のため、基地等を涵養樹林地帯または遊水池にせよ

一、暗きょ化またはコンクリート化による河川改修を再検討せよ

一、多摩川河川敷の畑を禁止せよ 積極的な対策を

一、多摩川ぞい自動車道路反対

一、合成洗剤を止めよう。いい水質で住民の健康、子孫の体を守ろう。生態に合う川にしよう

一、多摩川の浄化を徹底せよ

一、荒川下流の葦原を守り、野鳥の楽園をつくろう

一、都の方々と度々話し合しましょう

加盟団体（五十音順）

尾根幹線を阻止して多摩の生活と自然を守る会、三多摩問題調査研究会、立川公害をなくす会、多摩川住宅くさぶえ会、多摩川上流の自然を守る会、多摩川ぞい自動車道路反対都民協議会、多摩川の自然を取戻す会、多摩川の自然を守る会、八王子自然友の会、八王子自然保護連絡協議会（奥多摩植物調査会・丘陵文化の会・多摩史研究会・多摩社会問題研究会・ダンプ公害から子どもを守る会・都市問題研究会・八王子自然友の会）、羽村草花自然公園緑を守る会、日野の自然を守る会。オブザーバー団体：荒川下流の自然を考える会。

結成されたばかりの多摩川水系自然保護団体協議会が最初に取り組んだ問題は、東京都自然保護条例に基づいて多摩川を自然環境保全地域に指定させるということだった。1975（昭和50）年2月22日に最初の会合を開き、3月28日に東京都公害局自然保護部に話を持っていった。都自然保護部はこの提案を好意的に受け取り、4月21日から5月9日まで6回に分けて丸子橋から青梅万年橋までの多摩川を自然保護団体とともに現地視察した。同年11月8日に多摩川流域の自然環境保全地域指定を進める実行委員会を設け、76年春までに都の職員と同じテーブルにつき地図を広げながら計画について何度も話し合った。この指定を求める運動は、その後、都知事の交代にともなって都側の熱意が冷める一方で、多摩川が建設省による直轄河川であり、その建設省が新たに河川環境管理計画を策定することがわかり、方向転換を迫られることになった。

記録によると、1977年（昭和52）9月13日に多摩川の保全地域指定について東京都自然環境保護部と協議したのが最後で、その後はもっぱら建設省関東地方建設局京浜工事事務所が話し合いの相手となったことがわかる。

建設省関東地方建設局京浜工事事務所と自然保護団体との話し合いの場は、すでに1973年（昭和48）5月に都市河川整備事業の説明を聞くため中村副所長を招いて講演会を開いたときから始まっている。そしてその後は所長が代わるたびに講演会を兼ねて流域自然保護団体ならびに住民との話し合い会が行われている。すなわち、1975年6月20日に狛江市福祉会館に近藤徹所長を招いたのを初めとして、1979年11月、81年12月、83年2月、86年3月等々と続けられている。

建設省と流域住民との活発な話し合いが行われた一つのピークは、多摩川河川環境管理計画の策定に見られる。この計画は、正式には学識経験者や行政の長など専門の委員会で審議・決定されたが、その過程で流域住民や自然保護団体への説明会や意見交換会が何度も開かれた。1978年（昭和53）11月1日、8日、15日、22日の4日間で、建設省の直轄区間である青梅の万年橋から河口まで、岩井國臣京浜工事事務所長をはじめ事務所職員、東京都自然保護部職員、自然保護団体の三者共同で現地踏査をし、同年12月16日に狛江市福祉会館にて合同検討会を行った。

計画の細かな線引きについても、1979年6月16日と20日に同じく狛江市福祉会館で建設省と東京都と自然保護団体の三者同席による意見交換会が開かれ、たとえば、関戸橋周辺は希少種のカワラエンマコオロギが棲息しているので自然度の高い利用区分に変更して欲しい、府中市の礫間浄化実験場付近のランク付けは実状に合っているだろうか、等々の細かな協議が熱心に行われた。こうして、同年11月18日開催の多摩川河川環境管理計画検討会（於狛江市福祉会館）で建設省の原案が最終的に確認され、翌年3月この計画は全国に先駆けて制定された。

ここで一つ加えておきたいのは、建設省による従来の治水行政に対して強く反省を求めることになった狛江水害についてである。1974年（昭和49）9月1日から2日にかけて二ヶ領用水宿河原堰左岸の住宅が多摩川の濁流によって押し流されるという事件が起きた。これがいわゆる狛江水害である。

台風16号による増水で宿河原堰から横にそれた多摩川の流れが狛江猪方地区の住宅16戸を押し流した。その中に多摩川の自然を守る会代表である横山理子宅や会の事務局員の住宅が数件含まれていたために、この問題は多摩川の自然保護団体にとって他人事ではなかった。水害の補償問題はその後裁判に持ち込まれ、法廷において建設省と関係住民とが対立し、最高裁で住民側の勝訴に終わった。しかし、この問題はたんに流失家屋の補償という問題にとどまらず、治水と自然保護についてどのように考えるべきかという問題を提起した。

とくに、この水害について災害直後の9月2日と3日の両日にわたり朝日新聞紙上に「災害の原因の一端は自然保護団体にあり」という内容の記事が掲載され、問題が浮上した。この記事は、自然保護団体が反対したために遅れた堤防の草刈りが災害の一つの原因となったと断定するものであった。多摩川の自然を守る会はさっそく抗議行動を開始し、専門家や水害訴訟担当の弁護士、堰の設計者などを交えて多摩川狛江決壊原因調査に取り組んだ。その結果、「治水と自然保護とは矛盾しない。むしろ水害の原因は多摩川水系の自然破壊にある」との結論に達した（「水害と自然保護」1975年9月、多摩川の自然を守る会発行、参照）。この結論は住民側だけの結論にとどまらず、建設省でもこの水害をきっかけにして、これまでの自然制圧型の治水方針を改め、いわゆる「ゆとりある治水」を目指すこととなった。すなわち、治水対象を堤外地に限定せず、ひろく流域全体として捉えること、信玄堤や蛇籠、水制などに代表されるような自然の力を生かした伝統的治水方式の再評価、さらには治水行政において沿川住民との連携を強化することなどである。

#### 1 - 2 - 6 建設省と自然保護団体との連携と確執

多摩川水系自然保護団体協議会は、この河川環境管理計画が多摩川の現場でどのように生かされてゆくのかをチェックするために、1979年11月、1980年1月から2月、1985年6月8、9日に多摩川河川敷公園ならびに運動場の利用実態調査を行った。また、1980年5月から11月にかけて8回に分け、青梅万年橋から河口までの多摩川を歩く会を開催、そこで気が付いた点を要望書にまとめ、流域各自治体ならびに東京都と建設省に提出した。1982年にも5月から10月にかけて8回に分け、「多摩川キャラバン64km」と題して現地調査を行い、80項目を超える河川環境改善のための要望書を京浜工事事務所長宛に提出、また11月23日に渋谷の薬学会館で開かれた「多摩川シンポジウム82」でそれを広く市民に公

開した。1986年7月にも、流域の行政の長が集まって行われた「多摩川サミット」に向け、「多摩川の自然に関する問題点と改善への要望 多摩川64キロを歩いて」と題する要望書を提出している。

建設省と流域自然保護団体とは、このほかにも数多くの案件でさまざまな協議を行った。そのうちのおもなものとして、河川敷内無断耕作反対運動（1974年5月）、河川敷内緊急避難時用道路建設問題（1978年3月）、消防署と多摩川河川敷の防火対策を考える集い（1979年2月）、登戸地先モトクロス・コース造成問題（1984年1月）、圏央道多摩川橋建設（1985年3月から1996年7月）、大栗川合流点付近の崖工事について（1986年4月）、六郷土手周辺のホームレス対策（1988年12月）、永田橋周辺の河川敷内樹木の伐採について（1990年12月、1992年2月、1993年2月）、多摩川水系水面利用計画について（1992年4月）、多摩川衛生組合清掃工場建設（1993年10月）などが挙げられる。

このように、流域の自然保護団体と河川管理者である建設省との間には話し合いのための太いパイプが設けられたが、深刻な対立がまったくなかったわけではなかった。

建設省との関係が最悪になったのは、1985年（昭和60）、上河原堰下流左岸河川敷に計画されたリバーサイド・ゴルフ練習場建設をめぐることであった。この問題は、多摩川河川環境管理計画の限界を見る事件でもあった。

河川環境管理計画には3つの弱点があった。1つは、治水上の理由で低水敷が対象外とされたことであり、2つ目は、河川区域内にある私有地に対してはこれは要請の域を越えられないこと、3つ目は、自然生態系保持空間でのモトクロス疾駆に典型的に見られる河川敷の不法利用に対して無力であること、であった。

リバーサイド・ゴルフ練習場建設は、このうち私有地の問題だった。建設省は、このゴルフ練習場は多摩川の河川環境にふさわしいものではないが、現行法令上これを阻止できないと表明し、認可に踏み切った。しかし、沿川住民と自然保護団体はこれに強く反発し、京浜工事事務所長を相手にしてはこれ以上の事態進展は望めないとして、その上部機関である建設省関東地方建設局長宛に公開質問状を提出した。この手段はきわめて有効に作用し、京浜工事事務所はなんらかのさらに強い方策を講じざるを得なくなった。幸い、この問題は、業者自らこの計画を断念することで急遽決着を見た。しかし、自然保護団体が取ったこの最後手段は、これまで築いてきた現場事務所との信頼関係の崩壊を意味した。そして、これ以降しばらく京浜工事事務所との話し合いは持たれなかった。

1986年（昭和61）秋から始まった東京都による「武蔵野の道」計画も、建設省との関係が微妙に絡んでいた。これは、東京都が出資し、設計とその後の維持管理は流域自治体に委ねるという事業である。

とくに問題として浮上したのは調布市と狛江市の場合だった。流域自治体は都の出資で



あるということでこの計画に飛びつくと同時に、維持管理費の軽減をねらって「道」をアスファルト舗装することを考えたが、これに対して、堤防上をのんびりと散策したいと願う住民ならびに自然保護団体が反対した。

市との話し合いの過程で、建設省が、堤防上を「武蔵野の道」として占用する際には可能な限り高規格堤防とすること、少なくとも計画洪水流量に見合った高さに堤防を嵩上げすることという条件をつけていることが明らかとなった。調布市の場合には既設のサイクリングロードを転用するということが工事が施工されたが、新規に工事を実施しようとする狛江市の場合には、ブルドーザの前に住民が立ちはだかるという事態にまで問題はこじれ（1991年1月）、狛江市は数十メートル着工したところで計画を中断、その後計画を白紙に戻して市全体構想のなかでこの問題を協議してゆくことになり、一定の決着を見た。

この問題を通して改めて建設省の治水行政と河川環境保全との関係がさほど単純なことではないことが明らかになったと言えよう。

#### 1 - 2 - 7 パートナーシップの確立をめざして

建設省と自然保護団体との関係には、ときに上記のような確執があったが、建設省自身が従来河川行政を大きく改め、治水と利水に加えて河川環境保全を河川行政の柱に据える方針を採るようになって、ふたたび関係が改善した。建設省と自然保護団体とがパートナーシップを発揮して一定の成果を収めた例を2点挙げておこう。

1つは、第二関戸橋（のちに府中四谷橋と改称）建設に際してのカワラノギク保全対策である。第二関戸橋の建設は建設省ではなく東京都の事業である。1993年（平成5）2月8日に東京都北多摩南部事務所にて多摩川中流部3橋の新築ないし改築について最初の説明会が開かれた。このときには東京都も自然保護団体も第二関戸橋建設予定地にカワラノギクの大群落があることに気が付かなかった。都が実施した環境影響評価書にもカワラノギクについての記述は見られない。

群落が破壊されそうだと訴えが多摩川の自然を守る会に寄せられたのは翌94年1月になってからだった。さっそく京浜工事事務所河川環境課と東京都北多摩南部建設事務所に連絡をとり、対策を協議した。京浜工事事務所管理課長と河川環境課長がそろって現地に出向き、その場で建設省の指導により東京都がカワラノギクの現況分布調査を実施し、それに基づいて工事に際し最前の処置を講じることが決められた。この調査は春夏秋の3回行われ、その調査結果に基づいて工事区域を限定し、またカワラノギクのタネの採取と撒布を行い、一定の成果を得た。残念ながら、これらの努力の成果いっさいは1999年（平成11）8月の増水ですべて流失した。しかし、ここで得られた調査データはカワラノギクの保護育成のために貴重な資料として残されている。

もう1つは、ニヶ領用水宿河原堰改築である。1974年（昭和49）の狛江水害訴訟で敗訴した建設省は、堰の構造に欠陥があることを認め、これを改築する計画を立てた。この計画が最初に自然保護団体に知らされたのは、1994年（平成6）5月9日、建設省河川環境保全モニターを務めていた多摩川の自然を守る会代表の柴田隆行と多摩川水系自然保護団体協議会事務局長の矢萩隆信に対してであった。当初の計画は既設の堰より150メートルほど下流部に設置されることになっていたが、それでは自然環境に与える影響が大きすぎるということで上流側に移動する案などが席上話し合われた。河川環境保全モニターは計画の初期段階から意見交換をする場が与えられていたが、そこで得た情報を一般に詳細に公開することは憚られた。しかし、宿河原堰は川崎市の構造物であり、この改築は市の予算にかかわることであるため、川崎市議会議員を通じて川崎市民に知られることとなり、同年6月4日に現地説明会が持たれたのをはじめとして、多摩川水系自然保護団体協議会や多摩川の自然を守る会などの自然保護団体のほか狛江市民や川崎市民も交え、建設省と何度も現地視察会や協議会を開いて堰の構造や工事の方法、あるいは護岸や中州の処置などについて話し合いが持たれた。その結果、新しい堰の位置や形状が変更になり、また川崎市側にコミュニティー・センターを設けることなどが決まった。中州の保全等、周辺の河川環境の保持についての協議は物別れに終わった。しかし、1996年には2度にわたり、埋没する区間の河原で化石探検会が建設省主催で行われ、大勢の市民が参加して化石発掘を楽しみ、新しい堰は1998年に竣工した。

1992年（平成4）、多摩地区が東京都に移管されて100年になるのを記念して、東京都はTAMAライフ21協会を設立、多摩川に関しても、「多摩川の復権」をテーマにさまざまな行事を支援・展開した。これについては、のちの多摩川センター設立も含め、次節に譲ることにする。ここでは、1996年（平成8）1月より1年間多摩川センターの企画として多摩川生物調査が行われ、その成果の一部が建設省京浜工事事務所河川環境課に提示されて、「環境留意マップ」にまとめられたことを付け加えておきたい。これは、建設省などが多摩川の河川敷内で工事を行う場合に不本意に貴重な植物などを荒らさないようあらかじめ注意すべき箇所を地図上に記述したものである。なお、この地図は、1998年と99年に2年続けて多摩川で大きな増水があり河原植物が大打撃を受けたために、改訂版をつくる必要に迫られている。いずれにせよ、これも多摩川における自然保護運動の30年の成果が建設省の河川行政において良く生かされた例として記憶されるべきであろう。

建設省と多摩川における自然保護団体との関係は、多摩川センターの活動を別にしても、このほか1993年（平成5）5月に発令された建設省河川環境保全モニター制度への参加や、多摩川永田地区植生管理計画検討会への参加（1999年）、多摩川流域委員会（1999年～）への参加などがあり、多摩川は、1970年以降現在に至るまで、住民とのパートナーシップ

という点で日本の河川行政の最先端地域であると言って過言ではないと思われる。

### 1 - 3 多摩川にみる自然保護運動の特徴

最後に、多摩川における自然保護運動の特徴を総括しておきたい。これは大きく6点にまとめることができる。すなわち、(1)身近な自然への注視、(2)生活者の目、(3)開放空間の希求、(4)水系の思想、(5)自然教育河川構想、(6)流域住民と河川管理者との連携、である。

#### (1) 身近な自然への注視

冒頭で述べたように、多摩川の自然を守る会の活動がマスコミなどで注目された主たる理由は、学者や自然愛好家ではないただの市民・住民が自然保護運動なるものを始めた点にあった。産業化の進展に伴う自然度の低減は学者や自然愛好家によってすでに早くから指摘されていたし、イギリスやドイツ、アメリカなどでは19世紀後半にはすでに自然保護運動が展開され、さまざまな自然回復の試みが始められていた。欧米のこのような先進的動きは、それほどまでに自然破壊が危機的状況になっていた証拠であるが、日本で自然破壊が日常生活のなかで実感されるようになったのは、東京オリンピックのころからだと言える。多摩川中流部でもオリンピックを境に遊泳ができなくなるほど水質の汚染が進んだ。

ごくふつうに見られた自然がいつの間にかいなくなっていた。ひとは、なくなって初めてその価値がわかるという悲しい限界を持っている。多摩川の河川敷をこれまで無意識的に自分の庭のように思っていた流域住民が、堤防ぞいに自動車道路が建設されて、住宅地と多摩川とが分断されるという事実をつきつけられて初めて、多摩川の価値を再認識することになった。市民・住民たちは、生物の重要度は生物学的稀少度だけではなく、各地域の生活空間のなかから測られるべきだと主張した。オギやススキは全国に見られるが、東京のような世界的大都市でのオギやススキが広がる空間の価値は計り知れない。これが、多摩川河川環境管理計画を策定する際の基礎的視点として生かされた。

#### (2) 生活者の目

生活者の目とは、流域住民にとって多摩川が生活空間の一部となっていることを意味する。河川の堤防上に自動車道路がつくられると、生活空間と河川とが分断され、その結果、河川がゴミ捨て場とされたり犯罪の場と化す恐れが生じる。事実、1970年代中頃まで多摩川の堤内地小段が各地で産業廃棄物や廃車の置き場・捨て場になっていたし、流域の小中学校では児童だけで多摩川に出ることが禁止されていた。

また、流域の市民・住民は日々生活のなかで多摩川に触れて生きているが、河川管理者や自治体職員は休日の多摩川をあまり知らないし、また比較的短期間に職場を異動するこ

とがあって、たとえ技術的には専門家であっても、長期に川の実態を知ることができにくい。洪水の察知や水質悪化の監視、自然愛護、情操教育などは、地域に長年住んでいる住民の協力が欠かせない。

さらに、自然破壊や公害の深刻化に応じて、河川工学や生物学などに対し、「きれい」「かわいい」「危険」「怖い」などの素朴な人間感情が見直されるようになったことも多摩川の自然保護運動の一つの成果に数えられる。いわゆる専門家ではない市民・住民は、机上の学問ではなく、繰り返し現地を歩き、自分の目で見、全身で感じ、考えた。こうして、流域住民は生活者としての目をもって、河川環境管理計画や河川環境保全モニター、あるいは「ゆとりある治水」や総合治水計画、ひいては「パートナーシップの川づくり」といった建設省の河川管理の一役を担うことになったのである。

### (3) 開放空間の希求

これはとりわけ多摩川が大都市圏を流れる河川であるという特徴から生じる現象である。広場の見直し、遠方や広域が見渡せる開放感、車社会からの解放などが多摩川に求められ、そこから、人工的な公園や野球場など一義的利用のみを許す河川敷占用に対する疑問、あるいは、河川敷内駐車場や高速自転車が疾駆するサイクリング・ロードへの疑問が提示され、また、川崎市や青梅市などに多く見られるリーバーサイド・マンション建設の規制を求める声も高まっている。モトクロスやラジコン飛行機などによる騒音とそれらが生み出す心理的恐怖への対策も求められている。

### (4) 水系の思想

水系の思想は、いわゆる住民運動の限界を超える市民の思想だと言える。というのは、住民はとかく自分たちの住む地域のみに視野が限られがちだが、河川を水系として捉える視点はこれを超えるものだからである。多摩川を上流から河口までの線として考え、さらには河川敷だけではなく水系全体という面として考えるのがいわゆる水系の思想である。

流域各地で結成された市民・住民による自然保護団体は、遅からず全国自然保護連合を結成し、多摩川水系自然保護団体協議会を結成した。さらには、水郷水都全国会議や河川・湖沼会議に参加し、またA T T（荒川・多摩川・利根川）ネットや三多摩自然環境センター、多摩川センターなどを設立することとなった。また、河川をたんに地表面に限定せず、地下水を含めた水循環の一つとして考える運動もいま広がりつつある。

建設省もこの水系思想を認め、1980年（昭和55）制定の多摩川河川環境管理計画のなかで「ゆとりある治水」を唱え、対象とする河川区域をいわゆる堤外地に限定せず、分水嶺を含めた流域全体を視野に納めた河川行政をめざすようになった。これにはもちろん法的

限界があるが、1998年（平成10）年12月にスタートした多摩川流域懇談会や99年12月開始の多摩川流域委員会でも、その名称にあるように、多摩川を流域として捉えて議論することが確認されている。

#### （5）自然教育河川構想

多摩川の自然を守る会の代表を務めた横山理子（故人）が運動の当初から提唱していたいわゆる「自然教育河川構想」にも触れる必要があるだろう。これにはつぎの3つの視点があった。

##### 多様な自然空間

人工公園や運動場では設計者によってあらかじめ想定された一義的な使用しか許されないが、自然空間は多様なニーズに対応する。たとえば、休息、野外での食事、運動会、草野球、ドッジボール、凧揚げ、鬼ごっこ、自然観察、等々、挙げればきりが無い。

##### 無限の情報源としての生物界

植物学者でもあった昭和天皇は、生前「雑草という植物はない」と繰り返し語っておられた。また、野生のエルザ物語を日本に紹介した藤原英彦は「虫けらにも命が」という思想を強調したが、これらは、仏教や神道などによって培われた日本の伝統文化の思想に通じるものがある。自然観察会は、自然を人間が観察する場であるというよりも、自然から人間が教えられる場である。生物界はまさに無限の情報源であり、またその多様性は人間もまたいろいろなひとがいて初めて人間であることを教えてくれている。

##### 流動的な河川の自然

大水が出るたびに様相を変える河川の自然は、生物の多様性の温床である。これまでガマが生えていた湿地が大水によって流されてカワラニガナが咲く砂利河原となるということは珍しくない。とくにカワラノギクやカワラニガナ、カワラヨモギ、カワラサイコ、等々、河原特有の植物は、堤内地の植物園や公園では育成がきわめて困難であり、かといって河川敷で人工的にこれらの植物を繁茂させることも容易ではない。

建設省も、魚が自由に通ることができるように魚道を整備したり、治水上とくに危険がない場所で人工ワンドをつくったりするようになった。最近でも、住民と建設省との協力により、「水辺の学校」がつくられようとしている。

#### （6）河川管理者と流域住民との連携

多摩川における自然保護運動の特徴として、河川管理者である建設省との連携が指摘される。長良川河口堰や吉野川第十堰建設では建設省と住民との対立がクローズアップされているが、多摩川では全国に先駆けて、建設省と流域自然保護団体とが諸問題に対し話し

合いによる解決に努めた。これには50を超える自然保護団体の声ならびにその多摩川への熱い視線と、情熱としぶとさでは人後に落ちない横山理子や森田英代、篠富久子、田中紀子たちの女性パワー、そして近藤徹所長以下歴代の京浜工事事務所長の見識によるところが大である。

多摩川河川環境管理計画を策定する際には、岩井國臣所長を先頭に建設省職員が自然保護団体と一緒に何度も多摩川の現地を歩き、話し合いを重ねた。さらに、河川環境保全モニター制度ができてからは、計画の初期段階から自由に意見を述べ合う機会が得られた。こうして養われた住民と河川管理者との相互信頼関係が、無用な対立を避け、多摩川のより良い河川環境の創造に大きく貢献しているのである。

## 最後に

あらためて言うまでもないことだが、多摩川流域で活動する自然保護団体はこれまでに詳述した団体に限られない。とくに支流についてはほとんど触れることができなかった。言及できなかった団体についてその概略を述べておく。ただし、本章第2節と3節で詳述されている三多摩自然環境センターや多摩川を歩く会、多摩川センター、多摩川フォーラム等々ならびに川崎市内で活動する川崎・水と緑のネットワークや平瀬川の自然を守る会などの活動については次節以下に委ねた。括弧内は結成年であり、古い順番に並べた。

はむら環境を考える会(1975)は羽村地先の多摩川と隣接する青梅市や瑞穂町の自然環境保全に取り組み、大田・多摩川下流の自然を守る会(1976。のち大田自然を守る会と改称)は多摩川の植物調査のほか、六郷の葦原で見られるヒヌマイトトンボやウラギクの保護に取り組んでいる。秋川の自然に親しむ会(1978)は秋川の上流から多摩川合流点までと平井川の自然保護と調査を行っている。はむら自然友の会(1979)は羽村市地先の多摩川で自然観察を続け、カワラノギクの人工的保護に取り組んでいる。浅川勉強会(1983)は、建設省と協力して程久保川の河口に人工ワンドをつくったり、浅川ぞいにある小学校の校内に水辺空間を設けるなど日野市水路清流課と協力して浅川の水辺環境維持に精力的に取り組んでいる。高尾・浅川の自然を守る会(1985)は南浅川で早くから木炭による水質浄化を行うほか、高尾山の自然の保護に取り組んでいる。八王子カワセミ会(1985)は浅川と八王子地先の多摩川で毎月野鳥の専門的調査を行っており、そこで蓄積されたデータは膨大で貴重なものである。八王子ランドマーク研究会(1986)は多彩な活動をしているが、なかでも毎夏恒例となった浅川筏レースを行い浅川の自然環境保護と水質浄化を訴えている。稲城の自然と子どもを守る会(1987)は稲城市内での活動のほか、多摩川で自然観察をしたり、河川敷に残るニセアカシアの保護に取り組んでいる。内川をよみがえらせる会(1989)は大田区と協力して、一時は死んだと見られた内川の自然回復に成功している。また、多

摩川河口や大井野鳥公園などで野鳥の調査・観察を続けている。西多摩自然フォーラム(1991)は奥多摩ならびに多摩丘陵において野生生物の調査を行い、その調査結果に基づいて自然環境保全のためのさまざまな提言を行っている。みずとみどり研究会(1994)は野川とその周辺の湧水調査のほか、水循環についての研究を続けている。

このほか、多摩川やその支流で定期的に清掃活動を続けている各地区の住民団体、野鳥や野草などの自然観察を続けている市民団体や学校サークル、流域自治体の公民館や地域センターを母胎とする諸団体などがあるが、紙面の都合で省略せざるをえない。

#### 参考文献（発行年順）

- 横山理子(1970)：多摩川の自然を守ろう、月刊福祉、54-3、38～44
- 森田英代(1972)：破壊された多摩川の自然を守るたたかい、都政、17-11、24～27
- 横山理子編著(1973)：多摩川の自然を守る 主婦の住民運動、三省堂書店、東京、200 pp.
- 森田英代(1974)：役所にまかせておいたらどうなるか、月刊地域闘争、5-9、36～41
- 横山理子(1974)：多摩川に家を沈めて 水系として川を把える治水計画を、施工技術、12月号、62～64
- 横山理子(1975)：多摩川自然保護運動の5年間、世界政経、4月号、165～167
- 横山十四男(1975)：歴史的環境保存の住民運動展開のために 多摩川の自然保護運動の経験から、大阪歴史学会地方史研究協議会編『地域概念の変遷』、雄山閣、東京、pp. 324～340
- 横山理子(1976)：多摩川自然教育河川構想について、河川レビュー、5-16、38～43
- 横山理子(1978)：多摩川の自然を守る運動と教育河川構想、季刊環境研究、20、77～89
- 柴田隆行(1979)：自然観の転換と教育河川構想 多摩川の自然を守る運動から、パブリック・アフェアーズ、104、58～66
- 森田英代(1979)：多摩川河川環境管理計画をめぐって、人と自然、9、12～16
- 柴田隆行(1980)：多摩川自然公園計画、多摩川80、とうきゅう環境浄化財団、21～24
- 横山理子(1980)：多摩川の自然保護と利用管理の問題点、かんきょう、5-1、39～48
- 多摩川の自然を守る会(1981)：緑と清流を 多摩川の自然を守る会10周年・「緑と清流」100号記念、287 pp.
- 柴田隆行(1982)：多摩川に自然の公園を、住民活動、34、28～29
- 多摩川の自然を守る会(1989)：緑と清流200号発行記念誌、33 pp.
- 横山理子(1990)：多摩川に生きる 横山理子著作集、のんびる舎、242 pp.
- 多摩川の自然を守る会(1995)：『川のしんぶん』（1～200号）復刻版、上下2巻